

持続可能な本道畑作・野菜政策に関する提言

本道畑作農業は、専門的な農家が主体となり、重要品目である麦・大豆・てん菜・馬鈴しょを中心として、安全で安心な畑作物の安定供給を図るとともに、地域の製糖工場及びでん粉工場等と密接な関係のもと、地域経済・社会を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかしながら、国際貿易交渉においては、T P Pの早期協定発効や各国とのE P A / F T A交渉を促進する動きを強めています。このことは本道の基幹作物である畑作物への影響が懸念され、畑作経営の適正な輪作体系や安定的な食料供給を損なうことが予想されます。

一方、本道畑作農業においては、担い手の減少や高齢化に加え、大規模経営等による労働力不足などから偏った作付体系を引き起こして輪作の崩れが生じています。これにより、病害虫の多発に加え、異常気象による湿害等で不安定な生産状況となっており、合理的な輪作体系の確立が急務となっています。

このため、食料基地北海道として、将来に渡り土地利用型畑作農業の持続的な発展が図られる本道畑作政策の拡充・強化が求められています。また、消費者への安全・安心な国産野菜の安定供給と野菜農家の経営安定を図る観点から、野菜政策の拡充・強化が求められています。

については、持続可能な本道畑作・野菜政策について、生産現場の意見を十分に踏まえ、万全な政策を講ずるよう下記のとおり提言致します。

記

I. 国際貿易交渉における畑作物の国境措置の確保について

1. 日E U・E P A大枠合意による農産物の市場アクセスについては、畑作農業に及ぼす影響が高く、国内産畑作物の安定生産や再生産の確保が困難となるため、合意内容を撤回し再協議を行うこと。
2. 各国とのE P A / F T A交渉に当たっては、麦、砂糖、でん粉など重要品目の関税撤廃の対象から除外するなど毅然とした姿勢で対応し、畑作物・野菜の適切な国境措置を堅持など本道畑作・野菜農業に悪影響を及ぼさないこと。

Ⅱ. 畑作農業政策の確立に向けた施策の拡充・強化について

1. 30年度予算概算要求で示された「ばれいしょ増産輪作推進事業」については、合理的な輪作体系の確立を政策目標に、近年の畑作における地域課題に対応できる事業内容の充実を図り、予算の満額を確保すること。

- 1) でん粉原料馬鈴しょの増産対策についても支援すること。
- 2) 加工用ばれいしょの増産における単収向上対策（湿害対策等新技術導入、省力化機械導入など）については、合理的な輪作体系の確立の観点から、てん菜、麦、大豆も対象とすること。
- 3) ばれいしょ増産のための輪作条件整備の要件については、馬鈴しょ増産の取組を前提とせず、単独でも取り組めるよう改善すること。
 - ① てん菜の労働力軽減（働き方改革）につながる対策として、直播栽培の面積拡大に向けた新技術の導入に対する支援も対象とすること。
 - ② 高機能機械の導入・ICT（情報通信技術）などによるスマート農業の推進なども事業メニューに盛り込むこと。
 - ③ 輪作年限延長を図るための対象作物については、豆類や緑肥作物の導入だけに限定せず、地域で輪作計画を策定し、計画にそって輪作年限延長を図る地域が認めた作物についても対象とすること。

2. 集出荷貯蔵施設など共同利用施設整備などを支援する産地パワーアップ事業については、事業要件の緩和などを図り、十分な予算措置を講ずること。

また、機械導入の支援にあたっては、地域農業を支える中小規模農家でも活用できるよう改善を図ること。

3. 畑作農業においても、規模拡大などによる春期の播種作業の集中化や高齢化による労働力不足が問題となっており、畑作経営の安定的な生産を図るための作業の共同化・外部化などに対する支援策を講ずること。

<てん菜・馬鈴しょ対策>

1) 基本計画の生産目標で示す作付面積及び指標面積にそって生産された原料てん菜については、政策支援数量を超えた場合でも直接支払交付金を満額支払うこと。また、調整金収支の改善を図るため、改正糖価調整法を早期に施行すること。

2) ジャガイモシロシストセンチウ対策については、発生地域が拡大されていることから、期間を区切らずに根絶が図られるまで継続措置すること。

また、洗浄施設の整備をはじめ、検疫検査体制の強化や研究試験の人員確保による抵抗性品種の早期開発・導入など国の責務で万全を期すこと。

併せて、テンサイシストセンチュウについては、早期に原因究明を図り、根絶対策を講ずること。

＜麦・大豆対策＞

1) 国産麦の安定供給を図るため、国家貿易品目と内麦優先の原則を堅持するとともに、国産麦の需要拡大・定着に向けて、パン・中華めん用への生産振興策（春まき小麦の多収性・耐病性等品種の早期開発など）を講ずること。

また、コムギなまぐさ黒穂病対策については、早期に原因を究明するとともに、薬剤効果の検証など発生の抑制に有効な対策の定着を図ること。

2) 基本計画の目標に沿って生産された大豆については、円滑な流通が図られるよう対策するとともに、輸入品からの置き換えや国産大豆の利用促進を図る需要拡大対策を講ずること。

Ⅲ. 野菜政策の強化を図る支援策の拡充・強化について

1. 将来にわたり主要野菜の再生産の確保と価格安定を図るため、生産コストに見合う保証基準額の設定など野菜価格安定制度を拡充・強化するとともに、国と生産者の拋出による制度改善を図ること。

2. 消費地への本道野菜の安定供給を図るため、トラック輸送やJR貨物などによる円滑な流通に向けて、国の支援による輸送体制を強化すること。

特に、現行の青果物流通システム高度化事業について、遠隔地輸送に対する国の運賃助成などの支援策もメニューに加えるなど本格的な事業として実施すること。

Ⅳ. 収入保険制度の改善について

収入保険制度については、加入しやすい仕組みとするため、必要に応じて内容の改善を図ること。

1. 基準収入においては、農業者のセーフティーネットとしての機能を発揮するため、農業者の不可抗力による大幅な収入減少が続いた場合、見直すこと。

2. 補填額については、農業共済と同様に補償限度額を下回った全額を支払うこと。

3. 事務費については、加入推進の観点から、全額国が負担すること。

V. 卸売市場法の堅持について

卸売市場法の抜本見直しにあたっては、法の目的である「生鮮食料品の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資する」ことを引き続き遵守し、拙速な見直しは行わないこと。

特に、産地では規制改革推進会議の論議に不安と動揺が広がっていることから、農業者や市場関係者からの意見を十分踏まえ、丁寧な検証を行うこと。

VI. 日本型直接支払制度の拡充・強化について

1. 農地維持支払については、農地が果たしている多面的機能の価値（貨幣）評価に基づく直接支払制度として位置づけ、交付金は全額国費負担とし、かつ、地目別の全国一律単価とすること。

2. 資源向上支払については、需要に対応した必要な予算を十分確保し、地方財政措置の充実を図るとともに、制度の安定的・継続的な運営のため、共同活動のメニューを多様化するなど地域で取組みやすい制度に改善すること。

また、農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、新たな共同活動の取組メニューを追加して実施する場合は75%単価を適用しないこと。

3. 中山間地域等直接支払については、平場と不利地との生産条件格差相当分を補てんする政策目的に鑑み、交付金の全額を対象農業者に交付すること。

また、交付要件から共同活動を外し、資源向上支払に一元化すること。

4. 環境保全型農業直接支払については、資材コスト増などを踏まえた支援単価の引き上げや申請手続きの簡素化など制度を充実・強化すること。

また、30年度から要件化を検討しているグローバルGAPへの取組については、生産現場に新たな生産工程管理の取組条件が課せられ、制度本来の目的である環境保全とは異なる仕組みとなることから見直すこと。

2017（平成29）年 11月 日

北海道農民連盟

委員長 西原正行